

条件付一般競争入札公告

下記業務について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和5年11月10日

多賀町長 久保 久良

1. 業務概要等

- (1) 業務名
令和5年度（福委）第65号
第3期多賀町子ども・子育て支援事業計画にかかる調査業務及び計画策定業務委託
（以下「対象業務」という。）
- (2) 履行場所（納入場所）
多賀町全域
- (3) 履行期限（納入期限）
令和07年03月25日
- (4) 業務内容（調達内容）
子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、実態調査、人口推計、計画策定及び会議運営等の支援を行うことを目的とする。
なお、本計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画についても包含するものとする。
- (5) 予定価格（入札比較価格）
事後公表
- (6) 最低制限価格
設けない

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象業務の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 令和4・5年度多賀町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者
ア. 登録における取扱種目が「中分類：その他の役務の提供 小分類：その他の役務の提供」である者
イ. 登録における所在地の要件は設けない。
- (3) 別途、業務に関する諸条件として下記の条件を満たす者。
ア. 条件なし
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (6) 多賀町物品関係入札参加停止基準（平成30年訓令第2号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者

3. 設計図書の閲覧等

設計図、仕様書および図面は、下記により閲覧に供する。

- (1) 期間 令和5年11月10日（金）から令和5年11月29日（水）まで
- (2) 場所 多賀町役場 企画課および多賀町ホームページ

(3) 仕様書は、当該入札参加者において、多賀町ホームページから入手すること。

4. 調達仕様書等に対する質問

調達仕様書等に対する質問および回答は次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和5年11月20日(月) 正午まで

(2) 提出方法

指定様式により、多賀町役場企画課あてメールで送信のこと。この際、件名は「業務番号 業務名 質疑送付」とすること。(持参、郵送は受け付けない)

(3) メール送付の宛先 「bid@town.taga.lg.jp」(企画課契約管理メールアドレス)

質問書指定様式 様式は多賀町ホームページからダウンロードのこと。

(4) 回答方法 令和5年11月24日(金) 午後から多賀町ホームページにて掲出する。

5. 入札参加資格申請の提出等

入札参加資格の確認は行わない。

6. 現場説明会

現場説明会は行わない。

7. 入札執行の方法

(1) 入札書等の提出

本件入札は、郵便入札により執行する。

入札書提出期限：令和5年11月29日(水) 午後5時

送付先 〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀3 2 4 番地 多賀町役場企画課

(2) 開札について

開札は、令和5年11月30日(木) 午前9時から順次行う。

開札場所 多賀町役場企画課

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

9. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効かつ最低制限価格を設けた場合はその額を下回らない入札のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

10. 契約

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 対象業務の契約の締結については、多賀町議会の議決を得なければならないので、本契約に係る議会の議決がなされるまでは仮契約とし、議決がなされた時に成立するものとする。

11. 支払条件等

(1) 前金払および部分払は行わない。

12. 入札の無効

(1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札

(2) 入札参加資格のない者のした入札

(3) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札

(4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(5) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札

(6) 入札書(積算内訳書含む)記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札(紙入札については、押印が確認できないものも含む)

(7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札(紙入札)

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

13. その他必要な事項

- (1) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札は失格とし、本件業務について再度入札に参加することはできない。
- (2) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがある。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切りまたは適当な指示を行うことがある。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、8(2)に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- (4) この入札に当たっては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに多賀町財務規則、多賀町建設工事等入札執行要領の定めによる。
- (6) 多賀町発注工事等の施工等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は滋賀県彦根警察署刑事第2課(0749-27-0110)及び多賀町役場企画課(0749-48-8122)へ通報し、警察署が行う調査に協力すること。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。